

用語の説明

(五十音順)

かかりつけ歯科医	安全・安心な歯科医療の提供のみならず医療・介護に係る幅広い知識と見識を備え、地域住民の生涯に亘る口腔機能の維持・向上をめざし、地域医療の一翼を担う者として適切な歯科医療の提供や歯科健診、歯科保健指導を通じ、口腔保健向上の責任を果たすことができる歯科医師をいう。 (2017年日本歯科医師会)
咀嚼良好者	成人歯科保健実態アンケート調査において「食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。」という質問に対し、「何でもかんで食べることが出来る」と回答した人
口腔がん	口の中にできる悪性腫瘍の総称
口腔機能	嚙む(咀嚼機能)、食べる(摂食機能)、飲み込む(嚥下機能)、発音、呼吸等をいう。
口腔ケア	歯や粘膜、舌などの汚れを取り除く口腔ケア及び口腔の機能障害に対する予防、治療、リハビリテーション等、口腔機能の回復を目的とするケアをいう。 ※本計画では、歯科医師、歯科衛生士等が実施する口腔ケアを「専門的口腔ケア」、自身、家族、介護従事者等が実施する「歯みがき」、「お口の手入れ」、「口腔清潔」などを「口腔ケア」としている。
口腔衛生管理	口腔清掃を含む口腔環境の改善など口腔衛生にかかわる行為をいう。
口腔機能管理	口腔機能の回復および維持・増進にかかわる行為をいう。
口腔健康管理	口腔衛生管理と口腔機能管理の両者を含む行為をいう。
オーラルフレイル	老化に伴う様々な口腔の状態(歯数・口腔衛生・口腔機能など)の変化に、口腔健康への関心の低下や心身の予備能力低下も重なり、口腔の脆弱性が増し、食べる機能障害へ陥り、さらにはフレイルに影響を与え、心身の機能低下にまでつながる一連の現象及び過程 ※フレイル=虚弱 (日本歯科医師会「歯科診療所におけるオーラルフレイル対応マニュアル」)
誤嚥性肺炎	本来気管に入ってはいけない物が気管に入り(誤嚥)、そのために生じた肺炎
在宅歯科医療連携室	在宅歯科医療希望者への相談対応、多職種との連携など、在宅歯科医療に必要な調整機能等を担う在宅歯科医療の連携拠点をいう。 県歯科医師会及び地域歯科医師会に設置されている。
歯科医療等業務従事者	歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健に係る業務に従事する者
歯科健診	歯・口腔の健康診査をいい、次の総称をいう。 ①むし歯検査、②歯周組織検査、③口腔機能検査、④口腔粘膜検査
歯科保健指導	個人や集団と対象として、専門家の立場から正しい知識や技術を伝え、望ましい歯科保健行動に変容させることを目的とした指導

歯周病検診	市町村が実施する健康増進事業で、節目の年である 40 歳、50 歳、60 歳、70 歳で行われる。
歯肉炎・歯周炎	歯肉炎は初期段階の歯周病であり、歯ぐきが赤くはれた状態のものである。これが進行して歯周ポケットが 4 mm 以上になると、進行した歯周病になる。
歯面清掃	歯みがきでは除去できない歯の表面に付いた歯垢や着色を、歯科医師や歯科衛生士が、専門の機器を用いて除去すること
障がい児（者）の歯科ネットワーク協力歯科医	平成 22 年度から障がい児（者）に関する研修会と実技講習会で研鑽した岐阜県歯科医師会の会員が、地域の障がい児（者）の歯科診療に対応・協力できるようにしたネットワーク
周術期	入院から手術後までの一連の期間をいう。 手術に必要な術前、術中、術後が含まれる。化学療法、放射線治療も含まれる。
食育	様々な経験を通じて「食」に対する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること。食育基本法に基づいて推進されている。
生活習慣病	食事のとり方、喫煙や運動の習慣が要因になって発症する疾病。心疾患、脳血管疾患、糖尿病、がん等がある。
摂食・嚥下（えんげ）	食べること、飲み込むことの一連の動作 上手く食べられない、飲み込めない状態を「摂食・嚥下障害」という。
セルフケア・プロフェッショナルケア	歯みがき等を自身で行う「セルフケア」と、歯垢・歯石の除去やフッ化物歯面塗布等を歯科医師や歯科衛生士が行う「プロフェッショナルケア」をいう。
8020運動	ハチマルニイマルと呼ぶ。 「80歳で自分の歯を20歯以上保とう」という運動
1人平均永久歯むし歯経験歯数	過去のむし歯数を含め、次式により求める歯数 $\text{むし歯総本数} = D + M + F$ D：治療をしていないむし歯 M：抜歯したむし歯 F：治療したむし歯
不正咬合	歯並びや噛み合わせの状態が良くない状態の総称
フッ化物洗口	フッ化ナトリウムの水溶液で「ブクブクうがい」をするむし歯予防の方法。
フッ化物歯面塗布（フッ素塗布）	萌出後の歯の表面に直接フッ化物を作用させることによって、むし歯抵抗性を与える方法。歯科医師や歯科衛生士が塗布する。
無歯科医地区	歯科医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径 4 km の区域内に 50 人以上が居住している地区であって、かつ容易に歯科医療機関を利用することができない地区
無歯科医地区に準じる地区	無歯科医地区には該当しないが、これに準じた歯科医療の確保が必要な地区と知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区

岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例

平成二十二年三月三十日条例 第三十一号 岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例をここに公布する。

(目的)

第一条 この条例は、歯・口腔の健康づくりが、県民の質の高い生活を確保するとともに、県民の心身の健康の保持及び増進並びに健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。以下この条において同じ。）の延伸に重要な役割を果たしていることにかんがみ、岐阜県における歯・口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民、歯科医療等業務従事者等の役割を明らかにするとともに、歯・口腔の健康づくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康の保持及び増進並びに健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 歯・口腔の健康づくり 歯及び歯周組織の健康を含めた口腔の健康を保持し、及び増進し、並びに健全な口腔機能を獲得し、及び維持し、並びに口腔機能を向上させることをいう。
- 二 歯科医療等業務従事者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健に係る業務に従事する者をいう。
- 三 かかりつけ歯科医 県民の歯・口腔の健康づくりを日常的に把握し、歯及び口腔の健康相談、治療等に対応する歯科医師をいう。
- 四 教育関係者 教育に関する職務に従事する者であつて、歯・口腔の健康づくりに関わる者をいう。
- 五 福祉関係者 社会福祉に関する職務に従事する者であつて、歯・口腔の健康づくりに関わる者をいう。
- 六 医療保険者 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第七項に規定する医療保険者をいう。
- 七 八〇二〇運動^{はちまるにいまる} 八十歳になっても自分の歯を二十本以上保つことを目的とした取組をいう。

(基本理念)

第三条 歯・口腔の健康づくりは、日常生活において歯科疾患を予防するとともに、歯科疾患を早期に発見し、治療することが重要であるとの認識の下に、生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する県民の自主的な努力を促進するとともに、全ての県民が必要な口腔保健医療サービスを受けることができる環境が整備されることを基本として行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯・口腔の健康づくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、県民、歯科医療等業務従事者、教育関係者、福祉関係者、事業者及び医療保険者の行う歯・口腔の健康づくりに関する取組が効果的に推進されるよう、必要な対策を講ずるものとする。

(市町村との連携等)

第五条 県は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、住民に身近な口腔保健医療サービスを実施する市町村と連携し、協力し、及び調整するよう努めるものとする。

2 県は、市町村が歯・口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施する場合には、その求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

3 県は、市町村における歯・口腔の健康づくりに関する取組の格差を把握し、必要に応じて当該格差を解消するための対策を講ずるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、自ら歯・口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深め、日常生活における適切な口腔のケア等により歯科疾患を予防するよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、かかりつけ歯科医による指導及び定期的な歯科健診又は歯科医療を受けることにより、生涯にわたって歯・口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

3 父母その他の子どもを現に監護する者は、基本理念にのっとり、子どもの歯及び口腔の健康状態に注意し、当該子どもの歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療の促進に努めるものとする。

(歯科医療等業務従事者等の役割)

第七条 歯科医療等業務従事者は、基本理念にのっとり、県及び市町村が講ずる歯・口腔の健康づくりに関する対策に協力するよう努めるものとする。

2 歯科医療等業務従事者が組織する団体は、歯科医療機関がかかりつけ歯科医の機能を十分に発揮できるよう、良質かつ適切な歯科健診、保健指導及び歯科医療を行うことができる体制の整備に努めるものとする。

3 歯科衛生士を雇用する歯科医療機関等は、歯科衛生士が適切な処遇の下で、その専門知識と技能を向上させ、かつ、これを歯科医療業務に十分に発揮できるよう、歯科衛生士の処遇の改善及び資質の向上に努めるものとする。

(教育関係者及び福祉関係者の役割)

第八条 教育関係者は、基本理念にのっとり、その業務において、幼児、児童、生徒又は学生に対する歯・口腔の健康づくりの推進に努めるものとする。

2 福祉関係者は、基本理念にのっとり、その業務において、障害者、高齢者その他の福祉サービスを必要とする者の歯・口腔の健康づくりの推進に努めるものとする。

3 教育関係者及び福祉関係者は、他の者が行う歯・口腔の健康づくりに関する取組と連携し、及び当該取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者及び医療保険者の役割)

第九条 県内に事業所を有し、その事業所で従業員を雇用する事業者は、基本理念にのっとり、従業員

の歯科健診及び保健指導を受ける機会を確保するよう努めるものとする。

2 医療保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者が歯科健診及び保健指導を受ける機会を確保することができるよう努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第十条 県は、県民の歯・口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- 一 歯・口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供並びに正しい知識の普及啓発を推進すること。
 - 二 母体の健康の保持及び胎児の健全な発育を図るため、妊産婦を対象とした歯科疾患の予防対策等を推進すること。
 - 三 むし歯や歯肉炎になりやすく、口腔機能を獲得する乳幼児期及び学齢期において、歯科医療等業務従事者及び教育関係者との連携を図りつつ、フッ化物応用等科学的根拠に基づくむし歯及び歯肉炎の予防対策並びに健全な口腔機能を獲得するための施策等を推進すること。
 - 四 歯周病の罹患率が高まる成人期において、歯科医療等業務従事者との連携を図りつつ、歯周病の予防対策を推進すること。
 - 五 口腔機能が低下しやすい高齢期において、オーラルフレイル（口腔機能が弱まっていく状態をいう。以下この号において同じ。）の進行が、心身の機能の低下につながることから、オーラルフレイルを早期に把握し、回復させ、及び予防する取組を推進すること。
 - 六 障害者、介護を必要とする高齢者、交通の不便な地域に居住する者その他の者であって定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難なものについて、歯科医療等業務従事者及び福祉関係者との連携を図りつつ、訪問による歯科医療、適切な口腔のケア等を推進すること。
 - 七 歯・口腔の健康づくりと食育、喫煙及び生活習慣病との関連性に関する情報の提供その他の必要な施策を推進すること。
 - 八 周術期における歯科疾患の治療及び口腔のケア等を適切に行うため、医科及び歯科の連携体制の構築を推進すること。
 - 九 災害発生時における歯科医療又は歯科保健の提供体制の確保及び災害に備えた当該体制の整備を推進すること。
 - 十 歯・口腔の健康づくりに携わる者（歯科衛生士を除く。）の確保及び資質の向上に関する施策を推進すること。
 - 十一 歯科衛生士の確保、養成及び資質の向上に関する施策を推進すること。
 - 十二 歯・口腔の健康づくりに関する定期的な調査その他の歯・口腔の健康づくりに関する調査研究を推進すること。
 - 十三 生涯にわたる歯・口腔の健康づくりについての関心と理解を深め、かつ、歯・口腔の健康づくりに関する自主的な努力を促進するため、八〇二〇運動を推進すること。
 - 十四 毎年十一月八日をいい歯の日と定めるとともに、十一月八日を含む一週間を八〇二〇運動推進週間と定め、八〇二〇運動の普及及び啓発を重点的に推進すること。
 - 十五 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりに必要な施策を推進すること。
- 2 県は、前項各号に掲げる基本的施策を実施するに当たっては、市町村、歯科医療等業務従事者、教育関係者、福祉関係者その他歯・口腔の健康づくりに取り組む者及び医師、薬剤師、看護師その他医療業務に従事する者の連携及び協力を配慮するものとする。

(基本的な計画)

第十一条 知事は、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「歯・口腔の健康づくり計画」という。）を定めなければならない。

2 歯・口腔の健康づくり計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 歯・口腔の健康づくりの推進に関する目標

二 歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策の方針

三 歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策

四 前三号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、歯・口腔の健康づくり計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民、市町村その他歯・口腔の健康づくりに関する取組に関わる者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、歯・口腔の健康づくり計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、歯・口腔の健康づくり計画の変更について準用する。

(年次公表)

第十二条 知事は、毎年度、歯・口腔の健康づくり計画に定める施策の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(財政上の措置)

第十三条 県は、歯・口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている岐阜県歯・口腔の健康づくり計画については、第十一条第一項の規定に基づき定められた歯・口腔の健康づくり計画とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県8020運動推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 県民の健康の保持及び増進に寄与するため、8020(ハチマルニイマル：80歳になっても自分の歯を20本以上保つこと)の達成に向けて、歯・口腔の健康づくり施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の歯・口腔の健康づくりの向上を図ることを目的として、岐阜県8020運動推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 歯科口腔保健の推進に関する法律、岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例に基づく岐阜県歯・口腔の健康づくり計画の策定、推進及び進行管理に関すること。
- (2) その他歯科保健医療の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、学識経験者、地域の保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育、住民その他の関係団体より推薦を受けた者をもって組織する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、県が招集する。

- 2 会議の進行は、会長が座長となっていく。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部医療福祉連携推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年5月20日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年11月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年 3月 5日から施行する。

令和5年度 岐阜県8020運動推進協議会 委員名簿

委員

氏名	所属	職名	備考
友藤孝明	朝日大学歯学部	教授	会長
磯崎篤則	朝日大学 朝日大学歯科衛生士専門学校	教授 校長	
中 寫 誠 治	岐阜県歯科医師会	副会長	
稲 川 祐 成	岐阜県歯科医師会	理事	
杉 浦 石 根	岐阜県歯科医師会	理事	
近 藤 由 香	岐阜県医師会	常務理事	
丹 羽 智 子	岐阜県薬剤師会	常務理事	
石 丸 純 一	岐阜県病院歯科医会	理事	
藤 井 重 子	岐阜県歯科衛生士会	会長	
新 川 哲 矢	岐阜県歯科技工士会	会長	
青 木 京 子	岐阜県看護協会	会長	
長 屋 紀 美 江	岐阜県栄養士会	会長	
小 藪 年 枝	岐阜県食生活改善推進員協議会	副会長	
平 野 宏 司	岐阜県私立幼稚園連合会	副会長	
佐 藤 健 治	岐阜県労働基準協会連合会	専務理事	
豊 田 雅 孝	岐阜県老人福祉施設協議会		

関係機関（オブザーバー）

岐阜県教育委員会 体育健康課
岐阜県健康福祉部 高齢福祉課
岐阜県健康福祉部 障害福祉課
岐阜県健康福祉部 保健医療課
健康福祉部 子ども・女性局 子育て支援課
岐阜県保健所長会（飛騨保健所）

令和6年3月

岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課

TEL 058-272-1111 (代表)

FAX 058-278-2871